

# 公害紛争処理のしくみ

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、各都道府県に**公害審査会等**が、国に**公害等調整委員会**が置かれています。

都道府県公害審査会等と公害等調整委員会とは、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっていますが、制度の円滑な運営を図るため、情報交換などを通じ相互の連携を図っています。

このような公害紛争処理機関とは別に、公害苦情を迅速・適正に解決するために、都道府県及び市区町村に公害苦情の相談窓口が設けられています。

## 公害紛争事件の管轄

都道府県公害審査会等	公害等調整委員会
<p><b>【調停、あっせん及び仲裁】</b>                      右の重大事件、広域処理事件及び県際事件以外の全ての事件</p> <p>※都道府県公害審査会等は裁定を行いません。</p>	<p><b>【調停、あっせん及び仲裁】</b>                      重大事件 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある次の事件                      (1) 生命、身体に重大な被害が生じる事件                      (2) 被害の総額が5億円以上の事件</p> <p>広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件                      県際事件 複数の都道府県にまたがる事件</p> <p><b>【裁 定】</b>                      全ての事件</p>

## 公害紛争処理の流れ

